



筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年10月19日

広島法務局 筆界特定登記官

記



筆界特定手續の表示

手續番号	令和8年第9号
対象土地	広島市西区観音町15番13
	広島市西区観音町15番14
手續番号	令和8年第10号
対象土地	広島市西区観音町15番13
	広島市西区観音町15番33